仕　　様　　書

委託業務名	令和７年度下関市民会館熱源二次ヘッダーバイパス弁取替業務

観光スポーツ文化部文化振興課

特　記　仕　様　書

１．委託業務名

令和７年度下関市民会館熱源二次ヘッダーバイパス弁取替業務

２．履行期限

契約日から令和８年３月 20 日まで

３．業務目的

下関市民会館の熱源機械室内の二次ヘッダーバイパス弁の取替を行うもの。

４．業務の実施場所

下関市竹崎町四丁目５番１号

５．業務内容

① 別添設計図のとおり

② 別添設計書のとおり（内訳については参考とする。）

６．施工条件

① 施工については、施設運営に支障がないよう、施設管理者と協議の上、施工を行うこと。

７．その他

① 履行に際しては、市の指示に従うこと。

② 安全及び環境に十分配慮して実施すること。

③ 作業員が起こした損害については、受託者が責任を負うこと。

④ その他協議が必要な事項が発生した場合は、市と随時、遅延なく協議の上解決し業務を行うものとする。

⑤ 本特記仕様書と別に、特記仕様書別紙１～３を遵守すること。

⑥ 業務に際して、関係法令を遵守すること。

８．施工前提出書類（各１部）

① 実施工程表

② 納入仕様書

③ その他市が指示するもの

９．完成時提出書類（各２部）

① 業務写真（完成、施工中、施工前）

② 二次ヘッダーバイパス弁動作確認成績書

③ 産業廃棄物管理票の写し

④ その他市が指示するもの

別紙１

特記仕様書（個人情報保護編）

下関市個人情報保護条例第 10 条の規定に基づき、乙は以下のとおり個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（基本的事項）

(1) 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

(2) 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

(3) 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

(4) 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

(5) 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（複写又は複製の禁止）

(6) 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

（再委託の禁止）

(7) 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

（資料等の返還等）

(8) 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告）

(9) 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別紙２

特記仕様書（環境編簡易）

甲は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

１　環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

２　事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

３　苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

４　配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

（1）使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。

（2）業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。

（3）業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。

（4）環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。

（5）使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。

（6）リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。

（7）公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。

（8）業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

別紙３

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

（総則）

第１条　甲と乙は、下関市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 42 号）第３条に規定する基本理念に基づき、同条例第６条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

（暴力団排除に係る契約の解除）

第２条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第６号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

２　前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

（関係機関への照会等）

第３条　甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第１項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

２　乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第 4 条　乙は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2　甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。

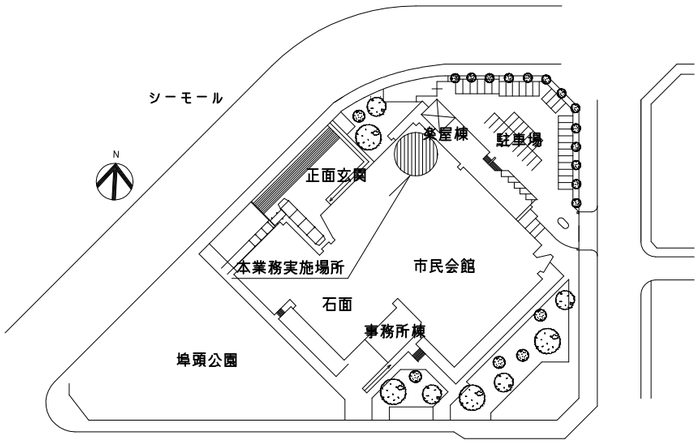

配置図　No Scale

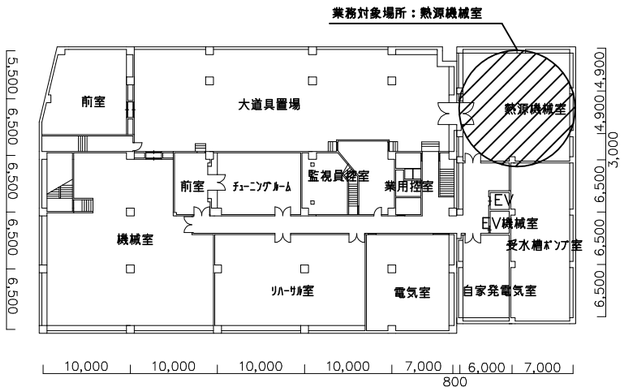

地階平面図　S：1/500

熱源二次ヘッダーバイパス弁取替内容

1）　保温板金脱着補修
2）　取替作業
3）　電気配線離線及び結線作業
4）　試運転調整
5）　動作確認

＜業務概要＞
本業務は、熱源機械室内にて熱源二次ヘッダーバイパス弁の取替えを行うもの。

熱源二次ヘッダーバイパス弁
電動2方弁　VY5113J0101　×　1台
トランス　AT72-J1　×　1台

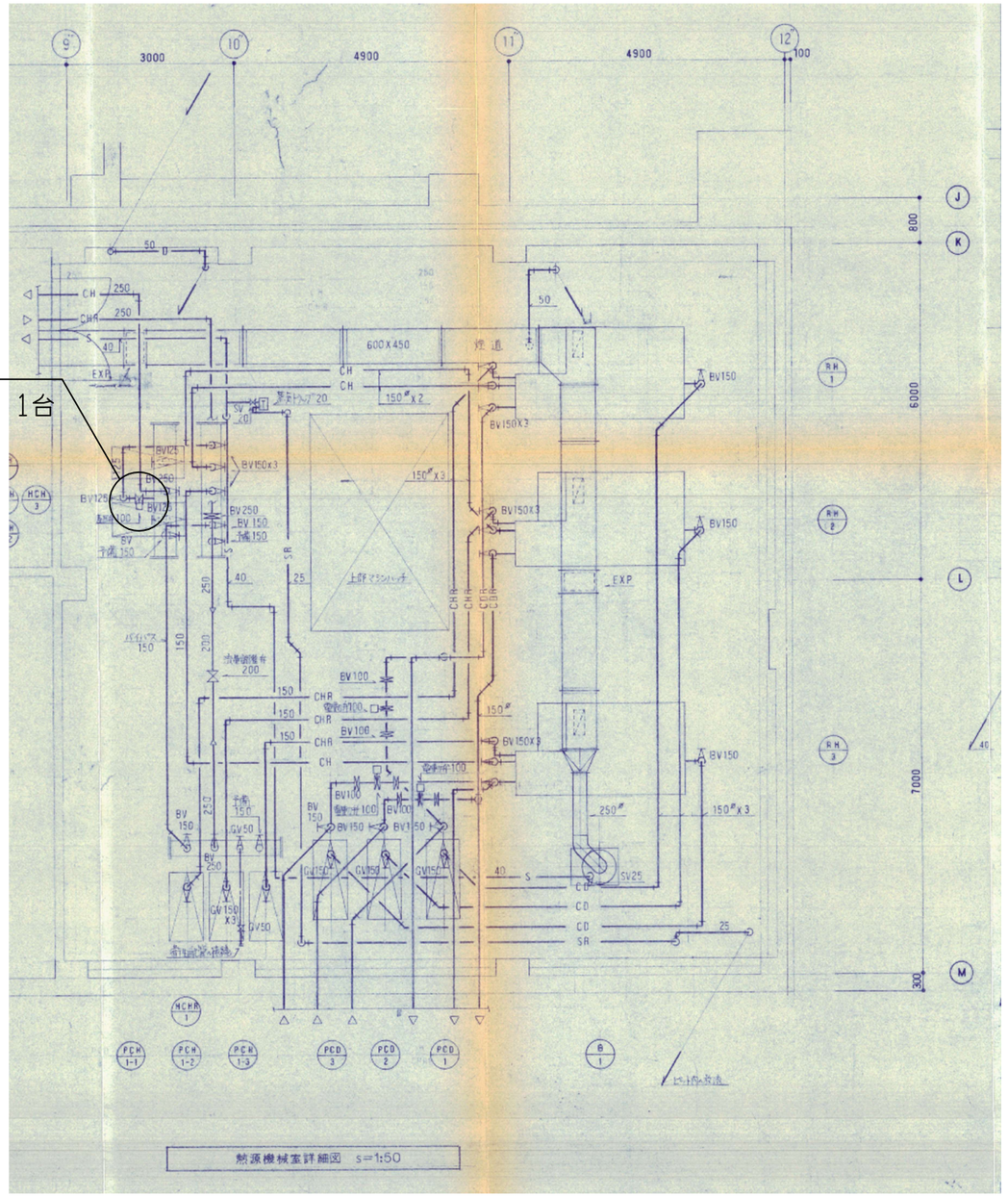

熱源機械室詳細図　No Scale

業務名 令和7年度下関市民会館熱源二次ヘッダーバイパス弁取替業務	図名 配置図、地階平面図 熱源機械室詳細図	縮図　図示 単位　mm	1 1

R7.5　原図:A3

業務名	令和7年度下関市民会館熱源二次ヘッダーバイパス弁取替業務	課長	課長補佐	課長補佐	主査	係長	主任		積算	計算

一　金　　円

内　訳

番号	名　称	規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	摘　要
A	直接業務費		1	式			
B	諸経費		1	式			
	業務価格		1	式			
	消費税等相当額		1	式			
	業務費						

業務費内訳

番号	名　称	規　格　・　寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	摘　要
A	直接業務費		1	式			
B	諸経費	宿泊費、資材運搬費含む	1	式			

機器取替　中科目別内訳
機器取替

番号	科目名称	中科目名称	数量	単位	単価	金額	摘要
	機器取替		1	式			
	計						

機器取替　細目別内訳

科目	機器取替	中科目	

番号	名　称	規　格　・　寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	摘　要
	（自動制御機器）						
	電動二方弁	VY5113J0101	1	台			
	トランス	AT72-J1	1	台			
	（自動制御機器取替費）						
	保温板金着脱補修		1	式			
	取替作業費		1	式			
	電気配線離線及び結線作業費		1	式			
	試運転調整費		1	式			
	動作確認費		1	式			
	副資材消耗雑材費		1	式			
	計						